

～国税庁からのお知らせ～

「確定申告はご自宅からスマホとマイナンバーカードでe-Tax！
医療費控除の確定申告は、マイナポータル連携が便利です！」

- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、金額等を入力するだけで、自動計算で、医療費控除を適用した申告書の作成・e-Taxによる送信ができます。
- マイナポータル連携を利用すると、医療費情報を申告書に自動入力できます。
医療費の領収書の集計や入力の手間が省け、申告書の作成時間が短縮されるほか、医療費の領収書の管理や保管も不要です。
- e-Tax・マイナポータル連携に必要なもの
 - ✓ マイナンバーカード読取対応のスマホ（又はICカードリーダーライター）
 - ✓ マイナンバーカードとパスワード2つ
 - ① 署名用電子証明書のパスワード（**英数字6～16文字**）
 - ② 利用者証明用電子証明書のパスワード（**数字4桁**）

⚠マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限をご確認ください！

※有効期限を過ぎた場合、マイナンバーカードを利用したe-Taxによる申告手続等のご利用ができませんので、更新手続をお願いします。有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁ホームページをご確認ください。

- 確定申告に関する情報は国税庁ホームページの「確定申告特集」をご覧ください。

※毎年2月9日以降、マイナポータル連携で1年間分の保険診療分の医療費の情報を取得できますが、はり・きゅう等の施術費用や整骨院・接骨院の柔道整復療養費など取得できない情報もあります。
※事前にマイナポータルで代理人の登録を行うことにより、申告に含めることが可能なご家族の医療費情報をマイナポータル連携で取得することができます。
※医療費控除の適用を受ける場合、支払った医療費から保険金等で補填される金額を差し引いて控除額を計算する必要がありますので、ご注意ください。



医療費控除の
マイナポータル連携
(方法ははこちら)



確定申告特集
(確定申告の案内はこちら)



デジタル庁ホームページ
(更新手続等はこちら)

